

第473回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 畠山 喜勝
(2) 発送年月日 令和2年12月16日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和2年12月23日(水曜日)
○開会 午後2時30分
○閉会 午後4時30分
(2) 場 所 行政庁舎11階 第2会議室

議題

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置(案)等について
(うに漁業, 機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業)
- (2) 知事許可漁業の許可の有効期間について
(うに漁業及び機船船びき網漁業)
- (3) 宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」に関する変更について

協議事項

福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会について

その他

出席委員

会 長	畠 山 喜 勝	委 員	高 橋 平 勝
会長代理	關 哲 夫	”	伊 藤 新 造
会長代理	齋 藤 吉 勝	”	伊 藤 進
委 員	松 本 洋 一	”	鈴 木 正 悦
”	赤 間 廣 志	”	伏 見 眞 司
”	岩 沼 徳 衛	”	尾 定 誠

委員 鵜飼 信好

委員 高橋 源一

欠席委員

委員 畠山 政則

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

《委員会の概要》

【委員会の成立確認】

○事務局 鈴木次長

ただ今から第473回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を畠山会長からお願いいたします。

○畠山会長

（挨拶）

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

続きまして、水産林政部石田次長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 石田次長

（挨拶）

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。次第、出席者名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「知事許可漁業の許可の有効期間について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」に関する変更について」、資料4といたしまして、協議事項「福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」、最後に机上配付資料としまして第40回全国豊かな海づくり大会開催記念イベントの資料を配布しております。不足等ございましたら事務局までお知らせ願います。

それでは議事に入らせていただきます。畠山会長、議事進行をよろしくお願いいたします

す。

○畠山会長

それでは議事に入ります。その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

5番の赤間委員，14番の尾定委員の2名を本日の議事録署名委員に御指名申しあげます。それでは，お手元の会議次第により議事を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

【 審議事項 】

○畠山会長

審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

審議事項の（1）「知事許可漁業の制限措置（案）について」説明させていただきます。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法におきましては，大臣許可漁業の規定に準じた知事許可漁業の許可手続き等が新たに規定されまして，知事許可漁業においては，海区漁業調整委員会の意見を聞いて定める制限措置等により，許可をし規制するものとなります。本日は漁業法第58条において準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき，うに漁業，機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の許可に係る制限措置の内容等について御審議をいただきたいと考えてございます。詳細につきましては担当から説明させていただきます。

○水産業振興課 本田技術主査

資料1を用いまして説明させていただきます。資料1，1枚おめくりください。1ページとしまして，漁業法の規定に基づく諮問文書の写しになります。裏面2ページをお願いいたします。改正漁業法施行となりまして1回目の知事許可漁業の許可に向けた諮問ということでございまして，この概要図でございますが，大臣許可漁業の規定に準じて新たな知事許可漁業の手続きということで，この図の四角の枠のところでございますが，今後新規許可にあたりまして公示ということで，制限措置の公示をしまして，それに基づき申請を受け付けまして，公示の枠内であれば適格性等の審査の上で許可を出すと，公示枠を超えた場合につきましては適格性審査を経て許可基準をもとに許可すべき数を決めて，許可をするということになりまして，その下の海区委員会，漁場管理委員会でございますが，点線の矢印でその公示する制限措置の内容及び許可の基準について，意見を聴くことということで漁業法で規定されてございます。法改正によりましてこれまで許可内容としていたものが，制限措置というものになりまして許可を規制しますと。従いまして今後知事許可漁業の許可の申請受け付けに当たりましては，海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で漁業種類ごとに制限措置等を定めて公示するということになりまして，本日の諮問事項といたしましては，1つ目は，公示する制限措置の内容及び申請すべき期間，②としまして，公示枠を超えた場合の許可の基準ということでございます。

次のページをお願いいたします。3ページに制限措置についてということで、こちら漁業法及び県漁業調整規則で具体的な内容が規定されてございまして、例ですくい網漁業の場合とございますが、こちらについては前回の委員会で施行直前の改正施行に向けた準備行為ということで施行の日に現に漁業の許可を受けているものについては、施行日において新法に基づく漁業の許可を受けたものとみなされるということで、旧法で許可を受けていた内容が、新法では制限措置としてこういう内容に変わりますというものでして、その具体的な基準ですね、例えば船舶の総トン数20トン未満とか、こういった内容については従来の許可方針で定めたものでして変更はございません。項目立てとして新たな部分ですと右側の②公示枠ですとか、⑦漁業を営む者の資格といったことが項目として出てきます。許可にあたる手続きとしましては、今後制限措置の諮問をした上で申請を受け付けてまして、許可発給をするというような流れでございまして。

次のページをお願いいたします。A3の一覧表でこれまでも付けてございまして、現状の知事許可漁業の一覧でございまして、従前の漁期、申請時期ベースで今後整理しながら進めているところでございまして、今回の審議にあたりましては、色が塗ってある6番から8番ということで、小型機船底びき網漁業のうち特別採捕許可から移行した許可、機船船びき網漁業（おきあみ1そうびき機船船びき網漁業）、うに漁業の許可に向けた諮問ということになります。

次のページをお願いいたします。7ページが公示する案でございまして。制限措置及び許可また起業認可申請すべき期間でございまして、まず1つ目、うに漁業でございまして。うに漁業につきましては共同漁業権の区域内で漁業権の行使権に基づくうに漁業、共同漁業権漁業のうに漁業以外のうにの採捕目的とする漁業で、潜水器以外の方法によってうに採捕目的として営む漁業ということで、漁業協同組合の支所間で入漁に係る協定書を交わして定められた入漁者に許可証を発給しているものでございまして、漁業を営む者の資格のところだと、第1種共同漁業権共第101号の免許を受けている宮城県漁業協同組合（唐桑支所）の書面による同意を得た者が資格であると、もう1つ目でございまして、共第106号の大谷本吉支所の書面による同意を得た者というような資格としてございまして。操業区域はそれぞれ101と106のうちの別記の区域ということでございまして、漁業時期としては4月1日から9月30日までと、推進機関こちらは対象外でございまして、許可をすべき漁業者の数も定めなしとしてございまして、101号につきましては宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の組合員が唐桑支所管内の101号に入漁して入漁契約を締結しているというような実態でございまして。それからもう1つ目の106号につきましては、気仙沼地区支所と大谷本吉支所間で協定を交わして入漁しているというものに許可を出しているということでして、その支所間の取り決めで随時必要があれば追加が出来るような形を想定して、公示枠、許可をすべき漁業者の数ということでは定めなしとしてございまして、一番下の（2）で許可または起業認可を申請すべき期間としては、1月4日から漁期の9月30日までというような形としてございまして。

次裏面、8ページをお願いいたします。次に、機船船びき網漁業（おきあみ1そうびき機船船びき網漁業）でございまして、こちらは操業区域、宮城県沖合海面、漁業時期は2月15日から5月31日まで、船舶の総トン数20トン未満としておりまして、許可等すべき船舶の数65隻としまして、従前の各漁協支所からの聞き取りを基に適正な漁業の許可

の実績を有する者の対象及び新たに許可要望している者の総数から基づいて定めております。漁業を営む者の資格として県内に住所を有する者としておりまして、許可の審査を申請すべき期間として1月4日から2月4日までとしております。

次に3つ目の小型機船底びき網漁業でございますが、宮城県漁業協同組合の鳴瀬支所、それから矢本支所、仙南支所亘理の共同漁業権の区域内で支所の組合員が漁協と共同経営して営む漁業でございますが、特別採捕許可から本許可に移行したというものでございまして、それぞれの支所管内の操業区域、漁業時期ということになってございます。船舶の総トン数としてはそれぞれ5トン未満でございますが、こちらの漁業はほっきがい、こたまがいの採捕の漁業でございますが、公示枠としてはそれぞれの支所で策定している操業管理規程で定めた隻数の上限を規定してございまして、許可等申請すべき期間としては、12月25日から1月29日までということで例年2月と5月に許可を出していたものを今回整理して諮問をするものでございます。

次に9ページをお願いいたします。知事許可の基準ということで、こちら公示枠を超えた場合の基準ということで、うに漁業につきましては共同漁業権者支所間の調整で枠を定めなしとしてございまして設定しておりません。

おきあみ1そうびき機船船びき網漁業でございますが、今現行の適正な操業した実績を有する者を優先する考え方、いわゆる3中2という直近過去3年間のうちの実績を見て、優先順位を決めるという現行のルールをそのまま当てはめた形になりまして、優先順位1として、この漁業の許可及び許可証の交付を受けて適正に操業した実績を有する者のうち下記順位が高い順を優先するというので、第1順位として過去3年間のうち延べ2年以上実績を有する者というものを1位として順に優先順位を決めております。それから(2)として過去3年間の取り扱いで許可を有しなくなってから3年を超えない者は、新規扱いということで、(2)としてまして、それから(3)として新規に希望する者のうちでも漁業後継者、漁業従事者が自立する場合については、優先することという形としておりましてその中でも、漁船漁業専業、養殖業との兼業、養殖専業者というような順位づけにしてございまして、現行の規定ということになってございます。

第2として同順位の場合は生年月日の若い者とする、選定できない場合は抽選によって選定するような形としてございます。

最後10ページをお願いいたします。小型機船底びき網漁業（ほっきがい・こたまがい貝桁漁業）でございますが、漁業を営む者の資格を満たした上で適正に操業した実績を有する者、新規で希望する者のうち漁業後継者、漁業従事者が自立する場合等、先ほどのおきあみ1そうびきの順位の規定に準じた内容として規定してございます。

資料の説明は以上になりまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○島山会長

県から説明が終わりましたので御質問、御異議ございますか。

はい、どうぞ。赤間委員。

○赤間委員

この知事許可漁業の現在のうに漁業、機船船びき網漁業、小型機船底びき網漁業の水揚

の状況どうなんでしょうか。

○畠山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

まず、うに漁業におきましては、個人の入漁でやっておりますので、ちょっと総量の数字は掴めていないのですが、許可件数直近ですとR2年度で、件数は55件で、その前は63、69、72というような形で大体60人から70人前後の許可件数を出してございます。次に、おきあみ1そうびきでございますが、こちらはデータがございまして直近ですと、件数としては昨年64件でして徐々に減っているところでして、震災直前で126件あったんですが震災直後から80件前後になりまして、今、64件まで減っております。漁獲量としては、近年特に不漁が続いているということで、昨年は460トンというような状況でして、一昨年1万トン弱というような漁獲量で推移してございます。

それから、最後に小型機船底びき網漁業をでございますが、こちらは8ページの順番に説明いたしますと、まず1つ目が鳴瀬支所でございますが、直近6年で隻数と実際の操業隻数は2隻でございまして、ほっきがいの漁獲が大体16トンから20トンの辺りで推移しているということになります。それから2つ目の矢本支所におきまして、直近の操業隻数は大体3隻、昨年は4隻でしたが、それまではずっと3隻で推移してまして、漁獲実績としては昨年16トン、その前は10トン、その前が20トンというような状況でございまして。それから今の矢本支所ですが、矢本支所もほっきがいということになります。最後に亘理支所でございますが、こちら直近の隻数は3隻でございまして、28年6隻で29年4隻でその後は3隻というような状況でして、漁獲量としては昨年は1トン、一昨年は4トン、その前が5トンというような実績がございまして。以上になります。

○畠山会長

その他ございますか。齋藤さんどうぞ。

○齋藤会長代理

しばらく欠席して何かしゃべるのをおこがましいんですが、1つ質問したいと思います。

うに漁の件ですけど、七ヶ浜では磯根資源部会、これまでは長年取り決め、全部各地先の中でやってきたんですけど、もうこの許可制度になれば、すべて今まで着業した人達を把握しながら許可制に移行しなければならないってことなんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

この漁業許可自体は平成20年からやっております、いわゆる共同漁業権でその関係地区の人たちが自分たちの漁業権の中でやるのは漁業権に基づく漁業ということで、従前通りでございまして、この漁業の場合ですと他の地区から入漁するとききちんと許可を取って実態を把握するというようなものでございまして、背景としては平成20年ごろにあわび、うに等の密漁が横行したときに、その時点では共同漁業権に基づく採捕しかなか

ったので、まずはその区域外での採捕が自由漁業ということでそういった資源保護上も誰でも獲っていいというような状況があったことと、その漁業権に基づく親告罪だけではなかなかその密漁を抑えることが難しくなってきた、かつ、その入漁というところでなかなか実態が把握しきれないというようなことが、背景としてございますので、実際にはこの漁業というのは今、北部の限られた区域のみというのは地元の支所間でその入漁協定を交わして受け入れて獲っているというようなものが対象になっています。

○齋藤会長代理

一応説明分かって分かんないようなわけなんですけど、たまたま、県漁協の組合員が許可制度になったために、各支所間のエリアまで入り込んでくるんじゃないかなとそういうことも懸念するわけですよ。これまであくまでも支所間同士の暗黙の了解で、そういう中でその操業してきたもんですから、まず、許可制に移行する場合はそのエリア内ということでこれを付け加えていただければ、トラブル防止にもなるのかなとそのように感じるわけでございます。これから委員の皆さん、審議に入っていくと思いますので慎重審議お願いしたいと思います。以上です。

○畠山会長

はい、ありがとうございます。今、齋藤さんが言われたみたいな考え方としてはどういう方向づけになっているんでしょうか。

○水産業振興課 本田技術主査

ちょっと説明に誤解がありましたが、うに漁業自体は今回、新たに規定しているわけではございません。今回、改正法になってこういった形で、公示という形でしなければならないということになったということが新しいことなんですけど、確かに御懸念の通り、誰でも新たに出来るようになるのかということにつきましては、決してそうではなくて、そうならないように規定していくところでして、例えばうに漁業ですとか、小型機船底びき網漁業のような漁業権の区域内であったり、漁業権に基づく採捕につきましては、その漁業を営む者の資格ですとか、許可の基準というところで確実に部外の人はいれないというような形にしております。そこは今後も必ず留意して規定して御審議いただくことになります。

○齋藤会長代理

あとね、うに資源が豊富にないものですから、漁業者同士のトラブル防止にもやってかなくなるっていう時代が入ってくると思うんですよね。だから、すべての許可を全部組合が取って、宮城県のを縦横無尽に操業されても困るんだし、あくまでも各地域間のこれまでの暗黙の了解、要するに境界を守るような仕組みを宮城県独自のやつで作っていただければ漁業者も安定した営みを継続できるんじゃないかなって思うんであって。これから我々、海区漁業調整委員の皆さんの判断にゆだねていくんじゃないかなと思います。以上です。

○島山会長

この件に関してちゃんと説明できる方どなたか県の職員の中で、
はい、どうぞ。課長。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

今、御審議いただいている許可への移行は漁業法が新しくなって、それに伴って調整規則が新しくなり、必要な手続きを踏んでいっているものでございます。なので、新しい許可ではありますけれども、これまで作ってきたルールを新しいものに置き換えていっているということで、全く新しいものを今作っていることではありません。なので、これからもしかするとまたそういった新しい許可を作らなきゃならないってことは出てくるかもしれませんが、その際はこれまでやってきたのと同じように、まずは関係漁業者で調整を図って、まずは届出から始めてステップを踏んでいくとかですね、そういった手続きはこれまで通り必ず踏んでいくことになりますので、すでに操業されてる方がですね、意思に反して他の人が知らない間に入ってくるとかですね、そういったことは起こらないようにこれまでもそういうふうにはやってきたと思いますし、今後もその辺の手続きは変わらないと考えていただいで大丈夫だと思います。そういうことを含めて、この委員会で議論していただいた上で許可制が必要になるものについては、許可に移行していくとそういうことになると思いますので、その辺は変わらないと御理解いただいで大丈夫だと思います。

○島山会長

はい、どうぞ。關委員。

○關会長代理

許可事務手続きの年間スケジュールの件について教えていただきたいんですが、ここに令和2年の11月末までの許可発給は旧法による手続きで、これは海区の諮問と公示がなされてるという理解しております。それに対して、12月以降に海区諮問公示が2度目に現れてくるといのは、これは新たに旧法ではない状態で、新たに諮問して、その内容を確定していくという理解でよろしいのでしょうか。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘の通りでございます。一応資料の3ページに旧法から新法への移行のイメージでございしますが、この資料の3ページのこのすくい網漁業の事例が、これがまさに11月の海区でもちょっと御審議いただきましたが、法施行時点で現に許可、この左側での内容で許可を持っている人、許可証にこういった記載を書いているわけなんです、その内容というのが12月1日以降はこうなりますという、その準備行為としての審議を11月の海区ではさせていただいたんですが、それはあくまでこういうふうに変りますっていう周知のための公示でございまして、まさに今回からの審議につきましては、新たに許可をするために公示する内容について、御審議いただくものでございます。

○關会長代理

はい、どうもありがとうございました。重ねて、漁業種類の18番から22番までは許可されている漁船数等も記載されていないようですが、これは宮城県内では漁業がないという理解でよろしいでしょうか。

○水産業振興課 本田技術主査

はい。実態がないです。

○關会長代理

どうもありがとうございました。

○島山会長

はい。その他、御質問、御意見ございますか。ありませんか。

はい、どうぞ。鵜飼委員。

○鵜飼委員

ちょっと今更これ聞いていいのかなって感じはあるんですけど、すみません。知事許可漁業の許可の基準案、9ページの中で、機船船びき網漁業のこの公示した船舶等の数を超える時の優先順位の記述の問題なんですけど、(1)の優先順位の1の中で、第2順位第3順位で新規にこの漁業の許可を受けた日から起算して、3年目、2年目という記載があるんですけど、この新規に許可を受けた日というのを1つの判断の基準にするというこの意義って何でしたっけってということなんですけど。

○島山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

震災後に新たに規定したルールとして、新たに手を挙げて、かつ継続的にやっていく方と、意欲のある方というのを優先的に許可していこうということで、まずはその3年間のうちの実績で順位づけをしていくという考え方になります。

○鵜飼委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○島山会長

はい、齋藤委員。

○齋藤会長代理

底びき網のほっきがいの期間、何か3地区が統一になってないようなんですけど、資源型管理やっていけば、ほっきがいの期間も宮城県一元に定めるほうがかえって得策じゃないかなと。なぜかと言いますとほっきの産卵6月中旬に終わってしまうんですよね。なぜそれ

はっきり言いますかと言いますと、七ヶ浜の振興センターでほっきがいの産卵をやったこともあるんです。もう6月中にもう産卵終わってしまうって、早めにやってるんですよ。この一番下の仙南支所の人たちは産卵をしてから獲っていると思うんですよ。鳴瀬なり矢本なり6月は獲ないように、資源枯渇なんないように産卵出来るような環境の中でこの許可制に移行してもらえば、宮城県の貝桁が持続出来ていく環境になるんじゃないかなと思います。

昔ですね、塩釜市漁協が養殖ってことであさりの産卵時期をとっぱらってしまって、通年採取出来ることに決めたんですよ。そのおかげで松島湾にあさりがいなくなってしまう。あくまでも二枚貝は5月いっぱいということで宮城県の条例の中で決まったやつをいつのまにかとっぱらってしまって、通年産卵するもんだからってことでいまだに宮城県はあさり操業やってるはずなんです。それでは、せっかくの産卵時期も何もなくなってしまうんですよ。

すべてのものを期限付けで早め早めに親が海に残ってるような環境作ってやんなきゃ、なんぼ決めごとしたって資源枯渇の材料になりますので、そこんどこ慎重な審議ですかね。

期日を決めていただければ、将来の水産業にも希望があるんじゃないかなと、私なりのお願いでございます。以上です。

○畠山会長

はい、ありがとうございました。

それに対して答えは、はい。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘ありがとうございます。この漁業につきましては、共同漁業権の区域内ということで、その許可にあたって、その資源管理の管理規程を事前協議という形で提出、県の方に提出を受けましてその内容を踏まえて、許可を出しておりますので、そういった資源の状況等についてはですね、引き続き留意して許可を出す形にしていきたいと思います。

なおですね、これもともと平成22年に本許可に移行したんですが、その経過としましては、平成前からですね、ずっと特別採捕許可で資源調査をしていく中でですね、従来、そのほっきがいの禁止期間がですね、漁業調整規則で5月から6月というふうに定められていたのですが、それが現場の実態としてその地域によって産卵期が異なるとかですね、それから産卵の母貝の数よりも、着底後6ヶ月の生き残りが重要であるというそういった知見が出てきまして、特にこれ産卵時期も地区によっていろいろ異なるというようなところで、その規則が改正されてですね、その5月、6月の禁止期間というのがなくなりまして、要は地区ごとに管理していくということになった部分もございまして、引き続き、各支所からのですね、資源管理の状況を確認しながら、許可を出していくという形で考えてございます。

○齋藤会長代理

それでは資源が枯渇していきますよ。あくまでも資源を残していかなければ、後世さ繋がっていかないんですよ。自分の都合で勝手に期間決めるんだったら、この海区漁業調整

委員会なんてありませんよ。それでは話になんないですよ。各浜の都合で採取期間を決めているなんてあり得ない。だったらここに期限あげる必要ないよ。各浜の調整でやりなさいと言えばそれまでの話。だから統一してくださいということ。

○島山会長

この件については、ちょっとペンディングしましょう。きちんと県としての考え方を皆さんに返してもらって、それでまた討議しましょう、それで今いろいろごちゃごちゃって言ってたってしょうがない。はい、どうぞ。

○水産林政部 石田次長

今会長のおっしゃった通りかなというふうに思います。齋藤委員のおっしゃることもわかりますし、ただある時期のときに期間、規則変えたという経過とか経緯とかってというのはその時あったんだと思います。今実態の資源の状況とか漁獲の状況っていうのもどうなってるのかっていうのも、まだはっきりは整理されていないところもあると思いますので、もう一度こちらの方で少し詳しく検討させていただきまして御回答したいと思います。

○島山会長

はい、じゃあこれはペンディングでしましょう。
はい、どうぞ。

○水産業振興課 鈴木技術補佐

この許可に関しましては、今回新たに許可するというものではなくて、これまで昔は特別採捕許可でやっていて、それを今回の法改正になる前までは特採から移行して、本許可でやってきたということでございます。新たにこの漁業時期を決めたのではなくて、過去からずっとこの操業期間でやっているものでございます。先ほど齋藤委員からお話があったことにつきましては、この許可ですね事前に事前協議ということの特採の当時からですね、漁獲量とか隻数とか決める時にですね、その辺のところをまず事前に協議してもらっていると。当然その年ごとの漁獲量を見ながら、例えば採捕量を増やしたいとか隻数を増やしたいという要望があればですね、その辺もひっくるめて、協議していただいて、もしCPUE、漁獲量が多ければ、資源が多いということで1隻の追加であればとかですね例えばですね、そういったことでこれまでやってきている許可でございます。当然、今回は公示ということなんですけどその仕組みについては、今後も同様に行っていきたいというふうに考えておまして、今おっしゃった時期の統一というのはですね、そういう経過がありますので、来年からとか今年からすぐにそういう統一するというのはなかなか厳しいものもありますので、今後の状況を見ながらちょっと検討していきたいというふうに思います。

○島山会長

はい。ようやく結論が出てきましたね。

○齋藤会長代理

たまたまね、特別採捕で獲ったものをもらって食べているものですから、内容はだいたい分かるんですよ。だからみんなで統一すればと言ったまでのことです。たまたま、のり着業終わってから暇だから獲ってたってことなんだから、ただそれだけの話なの。何もほっきで生計を立てるような漁業者じゃないんですよ。だから季節外れの2月過ぎから6月末にとるような場合、別な漁業を行ってもらえれば、生活の安定につながるのではないかと思っただけです。ありがとうございました。以上です。

○畠山会長

これどうしましょう。はい、關さん。

○關会長代理

小型機船底びき網漁業で漁獲対象としているのはほっきがいとこたまがいということになっていますが、ほっきがいていうのは別名うばがいですよ。当該区域でうばがいを漁獲してはならないと※印があるんですが、これはどこの場所なのかな。問題なのはそのほっきがいの産卵期に漁獲するような場所になっているわけですか。宮城県は。

○水産業振興課 本田技術主査

今、御質問の件ですが、8ページの小型機船底びき網漁業の1つ目の行の②のところでございますが、操業区域のところですね。ここの区域については、うばがいが共同漁業権の対象に入っていないということで、ここの区域に限っては獲れないということになります。

○關会長代理

分かりました。宮城県では資源の維持に大事な産卵時期に漁業時期を決めてるのかなという質問です。

○水産業振興課 本田技術主査

その部分もですね、ちょっと今回の説明として、新規の漁業許可というような説明になってしまっているんですが、この漁業の許可自体は、平成22年からずっと許可しているものでして、その前にはですね、今回の支所であればそれぞれ昭和58年とかですね59年、60年から平成21年までずっと特別採捕許可で調査をしてきておりまして、その中で、いろいろ資源の動向ですとか、生息状況のデータを蓄積しまして、その中で、どうも地域によって、その産卵時期も違うんじゃないかというような知見が得られて、地域ごとにその漁業時期も分けているとそういったような経過がございます。

○關会長代理

つまり、今までの調査で5月1日から6月30日は鳴瀬支所内では産卵期ではない。そう確定しているわけですね。

○水産業振興課 本田技術主査

基本的にはそうですね調査この20年近くの調査をした上で許可をして、その時にこの漁業時期というのを決めて、今ちょうど10年は経過してきているということになります。

○關会長代理

一般論として、そうすると産卵期はもっと前の段階なんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

産卵時期が前かどうかということでしょうか。すみませんちょっと今その地域でいつなのかっていうところまでちょっとすみません持ち合わせていなかったんですが。

○關会長代理

その資源の管理が大事だという齋藤委員からの指摘がありますので、今後、地域ごとに産卵期がどこの時期にあって、漁業する時期とどのような関係にあるかは後で調べてお教えいただきたいと思います。

○水産業振興課 本田技術主査

分かりました。

○島山会長

はい、どうぞ。

○伊藤（新）委員

ちょっと確認なんですけど、この8ページのね3番、表の中にさ、この漁業時期ってのは5月1日から6月30日までと、それから2月1日から4月30日までって2つあるんですけど、これ5ページに戻るとさ、5ページの6番目、これ漁業時期が1月1日から6月30日、それから9月1日から12月31日となっているんですけど、これはこの通りでいいんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

そうですね、次の審議事項でちょっと説明しようと思ったんですが、そうしましたら、ちょっと資料2を御覧いただけますでしょうか。

○伊藤（新）委員

今ちょっと7月8月だけが休漁期間になってしまうと今齋藤委員が言ったように資源がますます無くなってしまうんでないの。

○水産業振興課 本田技術主査

漁業時期としては、その公示の通りの内容でございまして、許可の方針の中でですね、ちょっとこの表の書き方をされていて、この中で支所によって、いついつの時期は採捕禁止

とするというような形で、今まで規定しておりまして、ちょっとそこの表の記載はちょっとその前の記載が残ってしまっていたんですが、実態としてはこれまで漁業時期はこういった記載なんです、そのうち各支所で禁止期間を定めているような形でございます。

○伊藤（新）委員

これはあれか、各支所であと決めるってことか。今までみたいにさ、許可証の裏側にあるさ、例えば、うちの仙台支所なんだけど、うばがいは3月31日までと裏書きに決まってるさ、ああいう感じでやったらいいんでないの。これ見っとさ、許可証が1年で7月、8月に禁漁期間で今さっき齋藤委員さんも言ったように何もかにも無くなってしまうべさや。あとうちの支所でもさ、貝毒であかがいとれないんでうばがいやったんだけど、2艘でやっただけでもう全然獲れねくなってんだよ。2艘の船で1ヶ月、2ヶ月やっただけで。そういうことだからやっぱり漁業期間なんだけどさ、産卵期間を除いてさやんないど、宮城県の漁業は廃れていくだけです。以上です。

○水産業振興課 本田技術主査

今の件でございまして、ちょっとこの表と公示の書き方が違ってしまっていたんですが、実態としてはそれぞれの地域で禁止期間がある上で、漁業時期が公示の期間というようなことでございます。

○島山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 阿部技術副参事兼課長補佐

今の3番の小型機船底びき網漁業のですね、この表の3つなんです、これ本田の方からも説明してございまして、かつて自分達のですね、共同漁業権の中にほっきがいという漁業種類の共同漁業権が設定されておりまして、資源があるんですけど獲る漁法がないという状況がありました。

それで58年当時から特別採捕許可という制度を用いまして、それぞれ自分達が共同漁業権の免許を持っている地先にどれだけのうばがいがあるか。1回当たり曳くとですね、どれくらいの密度で入ってくるのか、それを延々と調査してまいりました。その中で産卵期間が5月、6月と徹底されていたんですけど、産卵期間を守るよりは、それが発生して着底した際の小さいやつを守る方が資源に有効に、プラスの方に働くということがございまして、産卵期間の部分を解除した。地先にある着底した稚貝が山元から矢本、その上に行くんですね、昔は佐須の浜とかですね、大谷の方でもほっきを獲っておりました。一律にその設定するのがなかなか難しいということで、そういったことで解除しました。有効な漁法がないので獲れないということで、調査した結果を踏まえてそれぞれの地先で管理規程を作って、1回当たりの採捕量、あと1回当たりのトータルの上限、あと隻数も決めまして、前年の漁獲状況を見ながら総量等を定めて、これまでやってきたというような許可でございまして。

そういった部分でですね、一律っていうのも、確かに船びきとかですね、かじきとかで

すね、そういった沖合の部分はそれでいいと思うんですけど、各地先のそれぞれ免許を受けているものについては、各漁業協同組合が主体となって資源を管理していこうという考えで許可制度になったという経過がございます。以上です。

○島山会長

今はそれで全然不都合がないことだね。

○水産業振興課 阿部技術副参事兼課長補佐

今全然不都合はございません。

○島山会長

このままの状況で良ってことか。

○水産業振興課 阿部技術副参事兼課長補佐

今のほっきの取り扱いの許可については、現状のルールです。前年度、過去の漁獲状況を見ながら、総量を設定しているTAC制度も導入してますので、混乱なく推移してございます。

○島山会長

はい、ありがとうございます。

はい、關さんどうぞ。

○關会長代理

ただいまの説明で非常にこの歴史的な背景がよく理解できましたが、なお、この内容が非常に合理的にちゃんと考えられて、現地の状況にフィットしているというために、産卵期が漁業時期になってるけれども、その資源量の動向踏まえて、資源の枯渇が起こらないような、このような管理をしてますという説明を是非皆さんにお伝えいただきたいと思えます。

○島山会長

はい、どうぞ。

○赤間委員

操業隻数が鳴瀬では2隻、矢本では3隻、仙南では3隻と減ってますよね水揚げと船が。さっき聞いたとき、前年と比較してね。てことは減ってるってことは水揚げも減ってるし、操業する船も減ってるし、それでよろしいんですかね。

○水産業振興課 本田技術主査

隻数についてはですね、ほとんど数が少ないのでそれを減ってるといえますか、ずっと現状維持できているような実態でございます。鳴瀬であればもうずっと2隻で推移してお

りますし、矢本であれば3隻で前年は4隻になったというようなことです。亘理のみ確かに平成27年は5隻だったんですが、6・4・3・3ときておりました、いずれ、少数で持続的にやっているというような状況でございます。

○畠山会長

はい、わかりました。それでは、あと質問がなければ県から出された案で答申してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○畠山会長

はい、ありがとうございます。異議なしと認め、令和2年12月18日付け水振第808号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨を答申することといたします。

○畠山会長

審議事項(2)「知事許可漁業の許可の有効期間について」を上程いたします。県から説明お願いいたします。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

審議事項(2)「知事許可漁業の許可の有効期間について」説明させていただきます。今月1日に新規制定いたしました宮城県漁業調整規則におきまして、知事許可漁業の許可の有効期間はうなぎ稚魚漁業を除いて3年と規定し、漁業調整のために必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて短い時間を定めることが出来ることとしております。

本県におきましては、漁業調整及び資源の保護培養上の理由等から、これまで一部の漁業種類以外は1年と規定しておりました。このため、改正漁業法の施行に伴い審議事項(1)の中で説明していただきました新たな知事許可漁業の許可手続きと合わせまして、今後、各許可の有効期間等について見直し検討を行って参ります。

本日は漁業法第58条において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、うに漁業及び機船船びき漁業の許可の有効期間をこれまでと同様に1年とすることについて御審議をいただきたいと思います。

詳細につきましては担当から説明させていただきます。

○畠山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

資料2を用いまして説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして1ページを

お願いいたします。こちらは今説明ありました漁業法の規定に基づく諮問文書の写しでございます。

次の2ページをお願いいたします。先ほど審議事(1)で御審議いただきましたうに漁業等でございますが、令和2年12月1日に改正漁業法と新規制定した県漁業調整規則が施行されたことに伴いまして、審議事項(1)に合わせて、許可の有効期間の変更を行いたいものでございまして、まず県の漁業調整規則上の規定でございますが、この四角の枠でございまして、12月1日に新たに改正した規則の中で第15条としまして、ただ中身としては従前通りの部分の下線部のところでございまして、下線部の下の第2号のところは1年とあるんですが、うなぎ稚魚漁業を新たに規定したところは1年なんですが、それ以外は従前も3年としてございます。第2項として知事は漁業調整のため必要な限度において、海区委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることが出来ることとしてございまして、改正漁業法の中では大臣許可漁業の規定でこの同じ規定が法の中でも規定されたので、今回は法に基づく諮問にはなるのですが、内容としてはこういった趣旨でございまして、下の表で今回の有効期間の変更内容案でございまして、うに漁業につきましては、現行1年、これまでやってございまして、規則の改正作業の中で新規制定と海面と内水面の規則を統合して新たに制定するという形になりますので、規則上は新規でいったん3年という形に規定されまして、それをこれから許可にあたって1年に変更したいということで規則の変更については漁業法上の諮問ということになります。

同じくおきあみ1そうびきにつきましてもこれまで1年でございましたが、また新規でいったん3年と規定されますがこれをまた引き続き1年で運用したいということで、規則からの変更で諮問事項ということになります。

それから3つ目に、先ほどの小型機船底びき網漁業(ほっきがい・こたまがい貝桁漁業)ですが、従前1年としていたのを新規の施行に合わせて3年に変更したいというものでございまして、許可方針の改正で3年としたいというようなものです。今後審議事項の中に伴いまして、各漁業・許可について見直して、許可の有効期間等についても、御審議いただきたいというような形で考えております。

次のページをお願いいたします。今回の審議にあたる考え方でございます。(1)うに漁業につきましては、操業しようとする海域に設定されている第1種共同漁業権の免許を受けている漁業協同組合の書面による同意を得た者を許可の対象としておりまして、毎年、その当該支所間で入漁に係る協定書を交わして、入漁者を定めているということで、こちらについては引き続き許可の有効期間は1年として、毎年許可を出して運用したいというものです。(2)おきあみ1そうびき機船船びき網漁業でございますが、こちらにつきましては、漁業時期の設定に対して、資源管理ですとか操業秩序維持の観点から、業界の漁業者組織でも、自主調整方針を定めるなど資源管理に配慮した取り組みがされています。特におきあみにつきましては、漁海況の変動が水揚げへの影響が大きいということで特に近年漁場形成が不安定であること、平成28年以降、先ほど説明いたしました過去3年間の実績をもとに許可処分する3中2の考え方を運用していることから、今回の許可に当たりましては引き続き許可の有効期間は1年としたいというものでございます。

3つ目に小型機船底びき網漁業(ほっきがい・こたまがい貝桁漁業)でございますが、先ほど説明いたしました経過でございますが、宮城県漁協の矢本・鳴瀬・亘理支所の3地区

の共同漁業権の区域内におきまして、昭和59年頃から特別採捕許可により、ほっきがい等の貝類資源の継続利用を検討するための調査が20年近く行われまして、平成22年に本許可に移行されたという経緯がございまして、本許可移行後につきましても各支所で操業区域・期間・隻数・漁獲上限等を規定して操業管理規程を毎年県と協議して策定してございまして、かつ漁業権者である漁協と共同経営という形で漁協主体の資源管理型漁業ということで許可を出してございます。

今般、改正漁業法施行に当たりまして制限措置等の審議の手続きを踏まえまして、当該支所からの意見聴取におきましては、その共同漁業権の区域の操業区域におきましては、漁業を営もうとする者は支所組合員に限定されまして、支所内での調整や管理規程により資源利用上支障がないことから、従前の1年から3年への許可の有効期間の変更については問題ないと回答がありました。

それから許可の対象としては、その当該支所組合員と組合の共同経営する組合員に限定しておりまして、その本許可から移行後10年の中で資源管理体制の確認が出来て支障がないというところで、漁協の組合管理型漁業ということで許可の有効期間を3年に変更したいというものでございます。

次のページをお願いいたします。法改正に伴いまして一部当該漁業の方針の改正を考慮してございまして、5ページをお願いいたします。5ページが右側が現行のうに漁業でございまして、法改正により制限措置と、先ほど説明いたしました項目が新たに左側の第2で出来まして、右側で今まで許可の対象としていたものが、漁業を営む者の資格というものに変わります。

第4として条件ということで、用語として右側の制限または条件というものが変わるというものがございまして。

6ページをお願いします。6ページにつきまちはおきあみ1そうびきの方針でございましてこちらも同様の変更をしてございまして。それから7ページをお願いいたします。7ページにつきまちは先ほどの小型機船底びき網漁業でして、方針のタイトルとして、従前、特別採捕許可からの移行許可としてたんですが、移行から10年経過しまして採捕の漁獲物の名称に変更するものでございまして。あと先ほど操業期間の御指摘がございましたが、従前の方針ですと右側の第4で操業期間は1月1日から6月30日までと、9月1日から12月31日までとしてございまして。

次のページの8ページです。第8で制限又は条件としてございまして、その中で(5)としてまして、ここで各区域で操業期間の禁止期間というのが定められておりまして、これを差し引いた、実際の操業時期というのが、先ほど公示した内容でして、7ページの第2に書いてございまして、実際の操業時期を書いてございまして。こういった一部改正も付随してしたく考えてございまして。資料の説明については以上になります。

○畠山会長

はい、ありがとうございました。県から説明が終わりましたけれども、なにか御質問等ございましたら、挙手のうえ、御発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○伊藤（新）委員

7ページの漁業時期、矢本から亙理まで改正案として載ってるんですけど、現行のやつと違ってんだよね。現行は7月、8月が休みなだけで改正案の通りでいいんですか。既存なんかとまた違ってきてこんがらがってきたんだけど。

現行だとさ1月1日から6月30日までと9月1日から12月30日までとなってるんだけど、これ改正案だと矢本が5月1日から6月30日まで、鳴瀬も同じく5月1日から6月30日まで、亙理が2月1日から4月30日になってんだけど、この通りでいいのね。さっきの説明と違ってきたようだからさ、確認のためにね。

○水産業振興課 本田技術主査

従前ですと7ページの右側の第4で操業期間がございまして、それと組み合わせまして8ページの第8で許可の制限又は条件というところで、その中の第8の(5)で先ほどの第4の操業期間のうち、いついつからいついつまでの間、操業してはならないというふうに各支所の区域ごとに、この許可の制限条件を定めておりまして、旧方針の第4の操業期間の中でも、この許可に対しては、禁止期間はいつまでとしますというふうに定めてまして、結果的に操業できるのが新たな改正案の時期ということになりまして、それを明確に漁業時期ということを書いたような形になりますので、実態通りという記載でございます。

○伊藤（新）委員

改正案の漁業時期の間でしか出来ないってことね。

○水産業振興課 本田技術主査

それぞれの区域についてそうなります。

○伊藤（新）委員

漁業時期はこの通りなのね。1月1日からとかさ、その間は出来ないってことなんだな。この期間内だけな。

○水産業振興課 本田技術主査

そうです。

○伊藤（新）委員

何だか訳わかんなくなってきたなあ。

はい、了解です。

○畠山会長

その他ありますか。はい、どうぞ。

○赤間委員

産卵時期ってのは、いつなんですか。この操業、漁業時期、産卵は全く考慮しないんだ。

千田さん、この産卵時期っていうのをセンターでは把握してるんですか。

○水産技術総合センター 千田所長

最近では調査してませんが、この特採から切り替わる時期には調査をして、うちでも調査して先ほどお話したようにその着底との関係からこの期間を決めたということなんで、産卵時期は確かに6月にはなるんだと思います。

○赤間委員

ただ、ほら資源保護をまず重視してる今度の漁業法改正で、産卵時期を操業期間、操業時期が前はもっと長かったのが2ヶ月、3ヶ月というふうにして、産卵時期に獲るっていうのやっぱりおかしいんじゃないですかね、単純に考えてみても。

○關会長代理

産卵期は重なっているけど、資源の維持は守られるように過去の経緯から、そのように決めてますという説明だったんですよ。産卵母貝分、ある程度それを獲る量は制限して生まれる子供はいっぱい守るようになってますと、その子供が着底する数はきちんと管理出来るようになってますという説明だった。

先程お願いしたのは、そのような資源の管理の方法をこのようにしてますよという説明を皆さんに周知いただけませんかというのをさっきお願いしたんです。

○赤間委員

決められたことだから黙って従わなければならないかね。まあ従わざる得ないんだけど。この決め方が。

○關会長代理

隻数とか漁獲量とかもたぶん制限されてると思うんで、記載されていませんけれども、資源が枯渇しないように考慮した各地域ごとの支所の取り決めを保ってますよと理解しています。

○島山会長

はい、どうぞ。

○鈴木委員

この漁業の内容をよくわかってねんで、質問っておこがましいんですけど。

結局この日にち決めんだったら、期限、なんでこのわざわざ全く産卵時期を入れているのかなって思うわけ、關さんの話も含めてだよ。その辺なんか都合あんのかなと思って。

○島山会長

この件に関してなんでわざわざ産卵期間を入れておくんだという部分に対してのみんなそれぞれ疑問持ってるんで、明快な説明できる人はどなたかいます。あえて産卵期をいれ

るという。

○水産業振興課 須藤技術補佐

かなり古い話なので私も正確な説明は出来るか自信はないところがあるんですけども、基本的に鳴瀬も矢本の方も漁船漁業専業の方ではなくて、のり養殖業をやられている方が、のり養殖業が3月、4月で終了して、ある程度片付けが終わって落ち着いた後の副業として、この漁業を営みたいという要望があった中で、県もその時期に資源上に問題があるんじゃないかという非常に懸念があった中で、試験研究との先ほど話もあった通り、産卵母貝の数よりも、着底稚貝を守る方が有効だという知見も踏まえながら、この時期にやっても一定のルールのもとで、資源を守りながら獲っていく分には良いだろうということになってこの時期になったというふうに理解しております。

○畠山会長

1番苦勞するのは資源がなくなってからは漁業者なんだ。それを理解して獲らせてたんでしょ、産卵時期も。見直す時期になってきているかもしれないよね。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 須藤技術補佐

ただ何回も繰り返しになりますけれども、これはあくまでも共同漁業権の中のまさに組合管理の中で、自分たちで管理計画を立てて、県ともその計画結果を協議しながら、ここ10年以上やってきたと。そういう中で、いまだ漁業として継続できているということでもって、我々としてもこの漁業法改正の制度改正のタイミングであっても、基本的には同じ内容で継続して問題ないというふうに判断しているということでございます。

○畠山会長

漁獲量は減ってないんだね。

○水産業振興課 本田技術主査

漁獲量は特段著しく減っているということはないです。

○畠山会長

はい、分かりました。

だそうですよ。

○赤間委員

塩釜であさがりからやっていたんですよ。震災直後、業者がいらないということでうちが買い付けたのもあって、始まったら5月、6月産卵してて畜養しているうちに水が真っ白くなっちゃうんですよ。それで私は組合に、これ7月からやったほうがいいよと、そしたら越の浦で売るのがなくなるから、従来通りでいいと。その結果その5年後、今現在は完全に禁止。資源が枯渇しちゃって。漁業者の都合で6月のその産卵期を獲るとい

のはね。センターの方でもきちっと調べて、長い目でみると資源枯渇の心配ないか、とくと調べた方がいいと思うよ。議論して資源保護の観点からの今回漁業法改正なんだけど、ちょっと私は矛盾を感じるね。

○島山会長

これ10年間やってんですよ、それで資源が枯渇してないってということで、漁業者の人たちは自信持ってやってるわけですよ。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

この件、何度か説明させていただきました通り、これまでの試験操業とかの結果も踏まえてやってきているもので、現状で漁獲量が落ちてるということでないということではございません。ただ、今手元にデータとかがなければわかりやすい形でお示しすることはできませんので、次回までに整理をさせていただきますして、そういったものを見ていただきながら再度御協議いただく形にしたいと思うんですが、そうさせていただきますとよろしいでしょうか。

○島山会長

いいですよ。

○尾定委員

ほっきがいについては、今資源の話が出ましたけども、震災の後、実はがれきがいっぱい入って、けた網、貝桁入れないっていう状態、今現状、どうなってるかわからないけども、漁獲圧はもっとその以前に比べるとそんなに高くなってないと思うんです。資源はそんなに枯渇するような状況ではないような気はするんです。今現在、がれきの影響っていうのはどうなのでしょう。当初はかなり貝桁入れられる場所は相当GPSで相当場所を確定し、固定してないとなかなか入れない状況だった。今も自由にどこでも曳けるわけではないような気はするんですけども、だから漁獲圧がそれなりになかなか上げられない状態。つまり、資源にとってはいい方向にあるんじゃないかと思うんです。

今の産卵期云々かんぬんは心情的には卵これから産むぞっていうやつをごそっと獲ったら、産むチャンスなくなるじゃないかって言うけど、その前に獲ったとしてもそれは数ヶ月後に産むかもしれない、それ獲っちゃう。産んだ後獲ったとしても、1年後にまた産卵期に、そこで産卵するだろうってやつを獲ってしまうことが結局は同じことで、問題は子供がちゃんと着底する数がちゃんと保証できるだけの親の数を残すっていうことが資源管理なので、多分その話だと思うんです。獲る期間はそれは産卵期ちょっと前とかぶるかもしれないけど、その資源管理をしっかりちゃんとやってもらえれば、その期間についてはこだわらなくてもいいと私は思います。はい以上です。

○島山会長

さっき、県の説明と同じ。結局稚貝がちゃんと着底しているかを確認すればいいという

こと。

非常に良い意見がいっぱい出ましたからこれでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○畠山会長

それでは、「知事許可漁業の許可の有効期間について」は、県から諮問のあった通り、原案通りで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○畠山会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和2年12月18日付け水振第809号により諮問のあったこのことについては、原案通りで差し支えない旨を答申することといたします。

○畠山会長

審議事項(3)「宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」に関する変更について」を上程いたします。県から説明お願いいたします。

○水産業基盤整備課 長谷川課長

太平洋くろまぐろにつきましては、令和2年4月から第6管理期間として漁獲管理を行っております。今年6月の委員会ではですね、台湾からの移譲等で管理期間の数量増枠に伴う県への計画変更について御審議をいただいております。先般の10月の委員会では、定置漁業から漁船漁業へ漁獲枠を融通するため、それぞれの漁業について漁獲枠を変更する内容を御審議いただいたところでございます。

今回の変更でございますが、実は10月の委員会で御審議いただいた内容と同じでございまして、定置漁業者からまぐろの盛漁期が過ぎて大型魚の漁獲枠が、余裕があるということで、これを漁船漁業に追加で移譲しても差し支えないというような意向が寄せられまして、この調整を進めた結果、配分調整が整いましたので、定置漁業、漁船漁業それぞれの漁獲枠を再度変更することについて御審議をいただくものでございます。よろしく願いいたします。

詳細につきましては、担当の方からご説明申し上げます。

○畠山会長

はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

資料3を用いましてご説明させていただきます。資料3、1枚おめくりいただきますと、

こちら諮問という形でただいま課長申し上げました通りの諮問をさせていただいてございます。さらにもう1枚おめくりいただいでよろしいでしょうか。

2ページになります。宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定めるくろまぐろに関する変更についてと記載してございます。変更の理由でございますけれども、現行計画におきまして、くろまぐろの大型魚、漁獲枠が定置漁業で14.5トン、漁船漁業におきましては14.2トンという形で配分されているのですけれども、こちら漁獲がですね定置漁業、漁獲盛期を過ぎたというところありまして、この後ですね有効にということで前回10月に引き続きまして今回融通を検討するものという内容のものでございます。

中の方御覧いただきますと、表といたしまして令和2年12月20日現在といたしまして、大型魚・小型魚それぞれ定置と漁船漁業の漁獲枠・漁獲実績・消化率をお示してございます。大型魚につきましては定置漁業の現在、枠に対して22%の消化率、一方漁船漁業につきましては14.2トンの枠に対しまして72.5%の消化率という状況にございまして、こちらの方を有効に活用したいというものでございます。

下の方変更の内容でございます。変更の内容につきましては、定置漁業との協議から大型魚7トン、こちら漁船漁業に融通しても大丈夫だということをお話いただきましてこちらを実施したいというものでございます。下の方にちょっと丸囲みしてございますけれども、定置漁業14.5トンの現状から7.5トン融通減らしまして合計7.5トン、漁船漁業につきましては現行の14.2トンから7トンプラスいたしまして変更後21.2トンにしたいというふうな形で、総量としてはいずれも28.7トンとなっております。

3ページ御覧ください。定置漁業から今回7トンを漁船漁業に融通するっていうことですけれども、漁船漁業の方ですね現在、かじき等流し網漁業と自由漁業浮きはえ縄漁業こちらの方で管理してございます。漁船漁業下の配分ですけれども、当初からの実績を用いましてかじき等流し網漁業に6、自由漁業浮きはえ縄漁業に4、6対4の割合で配分いたしまして、そうしますとかじき等流し網漁業で4.2トン、自由漁業浮きはえ縄漁業におきましては2.8トンという割り当てになりまして、こちらをもとに進めていくというものでございます。実は漁船漁業、定置もそうなんですけれども、今宮城県におきましては、協定という形で、それぞれ個別管理を実施してございまして、その中でですね、個別配分ということで進めているところでございます。

ちょうど資料3ページの中ほどに、現在の管理協定の状況ということで参考としてお示ししてございます。この流れでですね進めていきたいというところでございます。実際現場との調整状況ですけれども今月12月9日に定置漁業の幹部の皆さんと融通に関するお話をさせていただきまして、これ管理委員会の中でも12月以降100キロそれぞれ個別残せば皆さん融通して構わないといただいでました。そちらの確認という形でございます。

その後12月9日同日ですけれども、宮城県漁業協同組合さんの支所さん、特に漁業者関連する唐桑支所、気仙沼地区支所、歌津支所のこの3支所を回らせていただきまして、担当者と調整したところでございます。この調整の段階ではえ縄漁業につきましてはもうこれで十分だとありがたいと、しっかり均等配分でいきたいということで決まっております。

一方、歌津支所と唐桑支所からのかじき等流し網については、もうちょっと重量配分も必要だろうということで、その後12月17日にかじき等流し網漁業の管理委員会開きまして漁業者皆さん集まっていたきまして、個別配分の方を協議して漁獲実績に応じた配分という形で新たに調整したところでございます。

本日23日、海区で諮問させていただいております、こちらの方ですね、もしお認めいただければ、また明日以降ですね今後の予定といたしまして計画変更して、現場の方で新たな配分で管理を進めていきたいというところでございます。

一応ですね、こういった形で考えてございまして計画自体はですね1枚おめくりいただきますと、4ページの方が例えば今回の変更に伴いましてのそれぞれの宮城県全体の全体像という形でございまして右側に大型魚という形でこういう配分ということで示してございます。

またですね5ページと6ページが新旧対照表ということで、5ページの方御覧いただいでよろしいでしょうか。5ページ右側に10月の計画、12月が今回変更したい計画ということでお示ししてございまして、ただいま御説明差し上げました数量の変更がこの中で下線部として反映されているといったところでございます。

資料の方ですね3ページにお戻りいただきまして、最後の4のその他でございましてけれども、こういった配分を通して県の漁獲の消化率を高めていくと。これ国の方ですね、将来的に各県に配分する中で過去の漁獲実績も必要だということも見てございまして、どうしても資源管理上ある程度残す必要あるんですけども、一方で漁業経済活動ですので、与えられた枠についてはその中で有効に使っていくというところで、こういったことを考えているところでございます。

引き続きですね、資源管理体制と漁業経営の改善に向けた取組を続けていくというスタンスでこちら望みたいと考えているところでございます。

あと資料ですね最後の方ですね、10ページと11ページ目ですけども、こちら国の方でまとめております小型魚と大型魚をカラー刷りでお付けさせていただきましたが、11月25日付け、1ヶ月前にはなってしまうのですけれども、最初の全国統計ということで大臣管理・知事管理すべての状況示されておりましたのでこちら参考としてお付けさせていただきます。私からの説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○畠山会長

県から説明ありましたけど何か御質問、御意見ございますか。

なければ、「宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」に関する変更について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし

○島山会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和2年12月22日付け水整第352号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨を答申することといたします。

-----審議事項終了-----

【 協議事項 】

○島山会長

協議事項「福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 村上主事

資料4を用いまして、福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会について御説明させていただきます。

1枚おめくりください。福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会の1番開催趣旨でございます。こちらにつきましては隣接する両県海区漁場条件が類似していることから、営まれている漁業において共通の課題を抱えているということで、委員同士の相互理解を深め合いながら有意義な意見交換を行うという趣旨で開催されてございます。

2番の開催日時、場所の予定でございますが、日時としましては令和3年2月3日、水曜日、午後3時30分から午後5時まで、9階の第1会議室で開催を予定しております。

御協議いただきたい内容としましては、議題としまして宮城側ですね、宮城県の水産業の現状及びコロナ禍における水産業振興への取組についてというところで、事務局としては想定してございます。

3番の日程につきましては、2時から第474回海区漁業調整委員会を9階第1会議室で行いまして、15時30分、福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会を開始したいと思っております。

1枚おめくりください。2ページ目、3ページ目につきましては、参考までにこれまでの福島海区との交流会の開催経過、示してございます。3ページ目お願いいたします。3ページ目の1番下R1となっているところなんですけれども、昨年度は福島県のコラッセふくしまで、宮城側水産業の振興に向けた取り組みと近年の漁獲動向の変化、福島県は福島県の漁業の現状と復興に向けた取り組みという議題で意見交換をさせていただいたところでございます。

では1ページおめくりください。4ページ目につきましては、後ほど御確認いただきたいんですけれども、隣県海区との漁業調整委員交流会対応要領となっております。3番委員の対応体制としまして、原則として全委員を対象としているというところでございます。

そして最後5ページのところなんですけれども、福島・宮城両県海区漁業調整員交流会の出欠確認表でございます。こちらにつきましては474回海区漁業調整員会の出欠についてと交流会への出欠について、御出席または御欠席の方記載していただいて、本日こちら

に置いていただくか、また今後事務局の方にお知らせいただければと思います。

なお、もちろん開催に当たりましては現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を最大限考慮いたしまして、開催については慎重に決定していきたいと思います。その際には事務局の方から委員の皆様にご連絡させていただきたいと思っております。

以上でございます。御協議の方よろしくお願いいたします。

○畠山会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なければ、「福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」は、これまでとします。

-----協議事項終了-----

○畠山会長

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木次長

事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について御連絡させていただきます。

今回は令和3年2月3日、水曜日、午後2時から、場所は県庁9階第一会議室で開催予定です。事務局からは以上です。

○畠山会長

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 鈴木次長

畠山会長ありがとうございました。

以上で終了いたします。本日はありがとうございました。

— 終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置（案）等について
（うに漁業，機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業）
- (2) 知事許可漁業の許可の有効期間について
（うに漁業及び機船船びき網漁業）
- (3) 宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」に関する変更について

協議事項

福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 畠山喜勝

署名委員 赤間廣志

署名委員 尾定誠

書 記 村上勝利